

歐米宗教事情

矢 吹 慶 輝

歐洲大戰亂が始まつてから、敵も味方も舉國一致を唱導せざる者はない。舉國一致には色々な背景が本になつて居なければならぬ。例せば日露戦争の際に、内には國民元氣の勃興、敵愾心の旺盛など、共に、天祐の思想もかなりに強かつた。外にしては英國や米國の好感も其勝利を促進する上の背景となつて居る。一旦緩急の場合に國を擧げて戦ふ際に、戰陣に参加して居る兵士の士氣の統一、後方に於る軍器の製造其他の加勢が最も大切な要素であるが、然し是等の例れにも勝マして無形精神上の加勢が最も大切である。即ち精神モラル、インフルエンス上の影響は實に最大動因とせざるを得ない。歐羅巴の宗教は其信者の數から云へば、勿論キリスト教國である。此度の戦争の初頃にはボストンの「トランスクリプト」新聞紙に、歐羅巴各國が互に相争つて互に自己を正當となして、たゞ一の神に祈る場合に神は何れの國家の祈を正當と見なすべきかに迷うであらうといふやうなことが書いて居たのを記憶するが、唯だ一のキリスト教が歐米各國にあつて、その各國の國情と相一致してその國內に於ける精神的結合の大動力となつて居ることは争はれない事である。即ち此度の戦争に於ける精神的方面の最も明瞭に現るべき宗教的方面の事情——國家と教會及び教會内の制度は果して如何になつて居るか、即ち歐米に於る宗教事情は只單に其國家に歴史的に成り

立つて居る一個の偶像とのみ見做すべきでない。

宗教が社會化すると共に社會も亦宗教化せられて居ることは歴史が既に語つて居る處である。思ふに十五世紀は文藝復興時代にして、十六世紀は宗教の改革時代で、十七世紀は科學の進歩時代で、十八世紀以來共和思想の勃興あり、現代の二十世紀は十九世紀以來の世の中の思潮を受けて、社會問題の時代、即ち社會の改善、竝に社會の再建の時代である。此見解は歐羅巴のある學者の説に従つたもので、世界各國共に歴史に曾てなかつた程富が極て少數人の手に歸し、而も又歴史上曾て知れなかつた程政權が多人數の手に歸して居る時代となつた。各國の宗教俱に著しく社會問題に興味を起して來たやうに思ふ。即ち各國共舞臺が大きくなつたやうに、宗教も亦多方面になつて來た。又ある論者は、現代はエレヴェーター、電話、自動車、飛行機、飛行船の時代である。宇宙の原則は加速度である、吾等の未來や過去に就て、吾等は知る所なきも、吾等は過去の何れの時代よりも只早く活動して居ると云ふことを知つて居ると云ふてゐる。即ち現代を加速度の時代と見てゐる、此活動の現代に宗教のみが安閑として居るわけには行かない。動もすれば社會の進運に並行しないやうの傾きのある教會は各國共に努めて、時勢の進運に應せんとして居る、併し氣運は斯の如くであるが、在來の歴史其他の種々なる關係で必ずしも一樣ではない。

且らく教會内部の制度だけでも新舊兩派互に違つて居る。米國の如きはキリスト教派だけで百四十七といふ多數の宗派を數へ、英國あたりでは百二十派の多きを數へて居る。是等宗派の大部分は新教である。

佛教の歴史と比較してキリスト教分派の事情には大いに違つた特色を見出すのである。佛教は一の宗派を成り立たせる場合に依宗經別、依教分宗所謂教判論が根本の動機となつて居るが、勿論キリスト教の分派も教理の問題、社會問題其の他種々の事情によることは勿論であるが、然し多くは教會制度上の問題から分派を見るのである。然し大體から云へば新教は先づ殆ど類似した制度を持つて居るといつてよい、少なくとも法王とか教長とかいふものを認めない點に於いて一致して居る。又舊教の側を見ると只今では東教會、西教會即ギリシヤ教會及び羅馬教會の二つであつて、同じギリシヤ教會でもギリシヤ並にコンスタンチノーブル邊のギリシヤ教會と、ロシアのギリシヤ教會とは制度に於いて違ひがある。ローマ教會は、ローマ教會以外の何物とも全然違つて居る、法王制度の特殊の教會である。而して英國の國立教會は普通は新教の中に數へられて居るが、教義、儀式其他の問題に於いてどちらかと云へば舊教の儘を存して居る點が少なくない。而して同じく舊教風の制度の中でも一例を擧ぐれば妻帯の問題に付いては、ローマ教會、ギリシヤ教會が互に違つて居る。ローマ教會は律僧レキロー、世僧セキロー共に苟くも僧職にあるものは全然妻帯し得ざる規定であるが、ギリシヤ教會では高級僧は妻帯し得ざるも下級僧は妻帯を許して居る。然るに英國教會は全然高級も下級も皆妻帯を許して居る。

茲に高級僧下級僧と云つたがそれは大體キリスト教には宗法キヤノンと稱するものがある。是は教會の特殊なる法律である。この宗法は教會の凡ての行政、立法、司法を規定して居るものであるが、其中で高級僧と

云ふのは僧正階級以上を云ふのである。ローマ教會の如きは法王の下にカーディナル Cardinal あり、教長あり、大僧正、僧正等の區別あり、下級僧としては司祭と執事とである。是は僧正級と司祭級と執事級との三級より成り立つて居るから三級制といふのである。この制度はよく君主制に類似して居るものである。然るの中には二級制を取つて居るものがある、或は一級制を採つて居るものがある。概して新教には或る特權を有する僧職を設けないのが多くて、組合派の如きは會衆全體コングレゲーションが同權を主張して居るのである、ごちらかと云へば、教會に於ける共和制とも見るべきものである。

以上は教會内部の制度であるが、國家と教會との關係に就ても又種々の制度がある。宗教が或る社會或る國家に傳播さるゝ場合に其の社會なり國家なりに同化し順應して行くといふことは宗教の存立にも必要であり、又其の社會、國家の爲にも缺くべからざる事である。歐羅巴の今度の戰爭が始つて以來、各國共に宗教に注目して來て居る様に見える。即獨逸が他の國家に遠慮せず傍若無人の振舞を爲すといふ事は、獨逸人の宗教は果して何かと云ふ様なことを、聯合側の宗教家の側から度々聞くことである。カイゼルはキリスト教を帝王主義 Kaiserism の奴隸にしたとか、一九〇五年カイゼルが「吾等は地上の鹽、吾等は世界を開かしむる爲に神に呼ばれしものなり、何となれば吾等は獨逸人なればなり」と。演説したことや、又は一九〇七年獨逸は「凡ての國民を結合する爲には唯一の道あり、そは宗教なり然しそは教會教義の狹義のものにあらず、より宏大なるものと密接せるものである」と云つたことや、シエーネン Schönerer

の「吾等は人たるのみならず人以上のものなり何となれば吾等は獨逸人なればなり」とか、ランプレヒト Lamprecht の「誰かキリスト教的獨逸の神あるを拒むものぞ、此の神は時として強き嫉みの神として他國人に現はる」とか、ラムツ Lanz の「神すらも國民化せらる」と云つた言葉も、獨逸の宗教が著しく國民化し獨逸人の考に同化して居る點を注目せらるゝ様になつて「凡てに超えたる獨逸」Deutschland über Alles といふ考が一般に教會を支配する様になつて、キリスト教會の眞の使命が獨逸の帝國主義の爲に隠されて居るなど、論じて居る人も少なくない。フィヒテ・ニイチエ・ヘーゲル等の哲學も亦此の思想を助長するに與つて力あつたものと云はれて居る。各國共に教會が昔時の勢力を失つて、例せば今回の如き大動亂の起つたのに對して常に受動の態度に在つて、能動の態度に出る事の出來ないのも事實であるが、併し各國とも國家と歩調を共にして熱心に教會の側より舉國一致を助けて居ることも事實である。英國で或る教授が戰爭に關する刊行物の中で文學も藝術も政治も經濟も凡ての社會的現象が何れも國家化せられて居るのに、宗教のみ獨り國家化せられざるべき理由がないので、只其國家が正當なる自由の爲に動いて居るかどうかを指導する事は必要であるが、宗教が國家化して、わるいといふ理由は何處にも見出す事が出來ぬと云つて居る。又此教授は將來のキリスト教の活動の大舞臺は國際間の問題に關係する事であると云つて居る。即ち現時は或る一個人の無政府主義者に對しては、國家なり、社會なりが、其存在を聊も許さないが、然し國際間の無政府主義者に對して、即ちある國家が自己の利益の爲に亂暴する場合に、之を鎮壓する

といふ方面で、何か精神的大動力たるものを教會の側より出すべき必要があるといふ事を論じて居る點などは、世界の宗教家が均しく注目すべきことであると思ふ。

現在の状態は暫く別として、歐米の宗教事情に立ち歸つてお話する前に、國家と教會との關係を一瞥する必要がある。政治團體たる國家、並びに宗教團體たる教會が、同じ土地に存し、同じ人民に對する時、政教關係の問題の起るのは當然の事であつて、昔から今日迄の政關教係を一言で云ならば、合一制度と分離制度との二つに分れる。概して云ふと政教合一制度は古代に行はれ、延ひて中世の終りに及び、政教分離制度は近代に起つて漸く世界の大勢をなさんとしてゐる物である。然るに政教合一制度の中にも國家が主上權を持つて居て教會を抑へて行く制度と、教會が主上權を持つて居て國家を抑へて行く制度との二つがある。法王は帝王の帝王なりとして國家を以て教會に附屬する物となし、教會からして國家の權限を限定せうとする物は教國制度と云ひ、國家を統治主體となし、教會は其國家に従屬し、特殊の保護を得、國家が監督干渉の權利を保留して居る物、之を國教制度と云ふ。之が合一制度の二つの違つた區別であるが、此區別が種々に錯綜して色々な制度を見るのである。然し嚴密なる意味に於て政教合一制度は歐米各國の間に殆ど無いと云つてよい。少くとも政教合一制度の古い形式では、異教を禁遏して其國家に容れない主義であつたものが、近代に在りては國教制度或は公認教制度を採つて、國家が特殊の教會に特權を與へて保護することはあつても、異教禁遏を規定して居る國家は無いのであるから、若し政教合一制度を古

い形式の物としては現時存在しないと云つてもよいのである。即ち現時の國教制度若くは公認教制度は昔の合一制度とは非常に違つてゐる物である事は云ふ迄もないことである。

近代に於る政教分離直接の原因はフランス革命と北米合衆國の獨立とである。一七九〇年フランスが民政憲法を制定すると、ローマ教會の組織を一變し、僧侶に對して憲法遵奉の宣誓を命じた。此時フランス全體でカトリック教會の僧正が百三十五名あつて、其中只四人を除きて他は皆宣誓を拒んだからして或は國外に追放せられ、或は殺された。フランスに於る此新運動を以て歐羅巴に於る信教自由制度の始めとするならば、是より先き、一七八七年に宣布した合衆國憲法は米國に於る政教分離制度の發端である。合衆國憲法第六條の第三項に宗教上の宣誓は合衆國の官職に任じ、もしくは公の信用を維持する要件となすことを得ずと規定してある。此第六條は米國の代議士並に官吏の憲法に對する宣誓を記してある法文である。又憲法修正案の第一條には、國會は宗教の制度若くは其自由なる實行を制限する法律を定むる事なしと規定せり。爾來十九世紀に於る各國憲法は殆ど皆此信教自由主義を標榜して居らぬものはない。ベルギーは一八三一年に、プロシアは一八五〇年に、奧地利は一八六七年に信教自由主義を採用した。分離制度即ち信教自由制度にありて、其特色は臣民は信教自由の權あり、國家は教會統治の權ありとなすにあつて、國家は憲法及び法令の範圍内に於て其領土内に於る宗教の監督保護に任じ、教會は國家の安寧秩序を妨げず、從て教會の規定は國家の法規に反かざるを要し、教會自治の立法は國家統治の立法に劣れりとなすに

在り、或國家が或特定の教會に特別の保護を與ふる公認制度にあつては、其特權ある教會を公法人と見做して居るのであるが、分離制度に在つては各教團を私法人と見做すか、或は全く法人と見做さざる物である。

されど政教分離は原則として近代社會に適合して居るのであるが、政教相聞は何れの國家にあつても幾世紀間の長い歴史關係を有し、從て歐米列強中にでも嚴密に分離制度を採つてゐるものは極めて僅である。北米合衆國は先づ此點に於る代表と云つてよいのである。フランスは久しくローマ教會を國教として居たが、一九〇五年以來度々紛擾を重ねて兎に角分離制度を成さしめた。イタリーは憲法には國教を認めながら、現行法では分離を實現して居るが、併し之れが如何なる程度なるかは解らない。翻て北米合衆國の分離制度すら嚴密なる意義では分離制度の原則を適應して間然する所なしとは見難い物である。要するに歐羅巴各國の教會對國家の關係は頗る複雑して居て一概に云ひ難い物がある。目下歐洲諸國中ロシアとギリシヤとは過半ギリシヤ教に屬し、英國、和蘭、丁抹、瑞典、諾威諸國は新教國であつて、獨國、瑞西の如きも新教國であるが舊教も可なりにある。フランス、オースタリヤ、スペイン、ホルチュガル、イタリーはローマ教國である。而して此中、英、露、獨、澳は公認制度を採り、佛、伊は分離制度を採つて居る。

昔からキリスト教國 Christendom なる語は常に一定不變の意義を有するものでなくて、幾度か其意義が變つて居る。即ち國教制度の國家に在りては、キリスト教國とはキリスト教を以て國教とせる國家の義にして國權を以て國教の信者を保護する國家なりしが、教國制度の時代にありては國家はキリスト教の考で、

教會が指示した目的を達する手段の爲に存在し、教會の權利に服従する國家の義となり、後キリスト教内に分派が次第に起り、破門や咒逐の制裁も舊時の意を失ひ、之を外にしては、國家觀念の發達、政教分離の政策からして現時のキリスト教國の意味は、キリスト信者の多數なる國家若くはキリスト教に特別な待遇をなす國家に過ぎないと云ふに至つた。以下歐米各國に於ける宗教事情の概略を述べん。

一、米 國

歐米の宗教を述ぶるに當りて先づ米國より始めると、米大陸に於ける基督教の歴史は、カナダ、合衆國、並に南米を含みて歐洲諸國の植民に關し、頗る複雑してゐるが、一六二〇年ピルグリム ファザース Pilgrim Fathers がマサチューセツツ州の沿岸に上陸したのを以て起端となすを便利とす。爾後北米の本土は恰も歐羅巴に於ける新教徒が迫害を免るゝ避難所たるの觀を呈し、清教徒、長老派を始めクエーカー派、バプタイスト派、ユーゲノー派、リファームド派等續々移住し來り、米國が獨立後今日の盛大を致すに至りて今や、其國富と文明とは世界に冠たる勢を示し、國力發展と共に、宗教上の諸設備に於ても又頗る見るべき物あり、殊に傳道事業と社會事業とに於て米國教會は著しき發達を見るに至つて居る。

合衆國憲法によれば、合衆國は憲法制定の始めから政教分離、信教自由を標榜し、政府は宗派の内事に關係せず、宗教上の事務は擧げて各宗派に任じ、殊に此分離主義を明に云ひ表したのは一七九六年トリボリと締結した條約によつてゐる。即ち合衆國に在りては各宗教に對して同一の待遇を與へ、人民は信教

の爲に處罰或は徵稅の義務なきは勿論、各國の宗教制度の中で信教自由制度の最も判明なる物の一である。然し米國の過去の歴史に遡ると羅馬教徒は寧ろ迫害を蒙つてゐた位で、或州では羅馬教徒の官職に就くを禁じて居た位である。然し信教自由であるから、如何なる宗派も米國內にて禁せらるゝ事はないとは云へない。例ば一八八二年の法律がモルモン教徒に對して嚴密なる制限となつた。即ちモルモン教徒が一夫多妻の制度を採つて居るのは、明に風俗を紊亂し秩序を破壊する者として、若し一夫多妻の禁令を犯す者あれば五百弗の罰金、五年以下の禁錮に處し、官職に就くを禁じ、又選舉權を剝奪すとして居た。そこでモルモン教徒は政府の此法律を以て憲法違反の行政であるとして、強硬に政府に抗議したが、社會一般の輿論がモルモン教徒の意見を許さなかつた。

現時の歐米各國にあつては、合衆國民は兎も角も宗教的國民なりと云はれて居る。故に政府は政教分離を主義として居ても、北米合衆國政府が宗教に對して冷淡なりと云ふ可らず、米國の最高主權は議會であるが、其議會は劈頭に當つて必ず豫め任命したる教師に依つて祈禱式を行ふといふ事である。殊にかの日曜休日の嚴制の如きは州により、町によりて寬嚴を異にして居るが、兎に角米國に於ける日曜の嚴守は英國を除く外歐洲諸國に在ては稀に見る制度である。此他中央政府が軍隊布教師を任命し、各州政府亦官設慈善事業に特定の布教師を指定せるあり、教會財産の免稅、兵役及陪審義務の免除の如き、勿論處に依て色々の規定になつてゐるが、兎に角に中央政府なり、各洲の政府なりが決して冷淡であると云ふことを見る

事ができない。殊に米國の小學校は修身科がないから各兒童は大抵自分の父兄の屬する教會の日曜學校に出席して居るが如きは宗教々育の分離制度のアメリカに於ける反面を示してゐる物である、特にカトリック教會、ルーテル教會に於ける教區學校は宗教教育の小學校である。但し政府は教會の財産問題に關しては稍々嚴格なる規定を設けて居る。

合衆國は其人種が極めて雜多である。某の集會所に行つて集れる人々の頭を後より見ると毛の色が雜多である事を度々見る。宗教も亦雜多であつて、白人教會あり、有色人種教會あり、舊教あり、新教あり、自由派あり、保守派あり、カルヅケン派あり、アルミニアン派あり、彼等はキリスト教の諸派の分類であるが、キリスト教以外の諸派も亦少くない。宛ら宗教展覽會場の觀がある。暫くキリスト諸派の中でカトリック派に七派あり、長老派に十二派あり、浸禮派に十三派あり、ルーテル派に十六派あり、メソヂイストの如きは十七派の多きに達してゐる。かくしてキリスト教諸派のみで百廿五から百三十種の異派あり、此他にキリスト教以外の諸派を加へると非常に澤山のものになる。キャロル Carolin 氏の「Religious Forces in United States」の調査によると、一定の教派に従屬せない宗教團體は總計百五十種に上るだらうといふのである。然しキリスト教諸派だけに就て云へば百三十種或はそれ以上の異派であるが、小異を去りて大同を取れば三十派から四十派位の所である。

米國の教會が如何に雜多であるかといふ事を教會で使用してゐる言語の方からも見る事ができる。政府

の統計に據れば、全合衆國各宗教團體 Organization 一萬九千六百餘の中で、英語のみを使用してゐる物が一萬六千五百餘にして、外國語のみ或は外國語と英語とを混用してゐる物が二千四百餘である。政府の報告中で佛教徒としては支那寺院六十、日本寺院十二を數へてゐるが、支那寺院と稱する物の多くは到底寺院など云ふべきではない。政府の報告書に、教會で使はれて居る外國語としてアルファベット順に列擧されてゐる物が實に四十四ヶ語である。歐洲の諸國語は殆ど網羅し盡されてゐる。是に由て外來移民が如何に多數に國民を代表してゐるかを見ることができる。

かく雜多の教派の分裂は、一……教義上の相違、二……制度上の相違、三……改宗者の個人的傾向の相違、四……政略上の相違、或は道德問題解決の相違に據るものにして、就中政略上の相違といふのは、例へば南北戰爭當時の奴隸開放問題に關係してゐる如きそれである、即ち現時の合衆國諸教會中南北に分れてゐる教派は概ね其分立の原因を此問題に發してゐるのである。

宗教人口の計算は何れの國にありても判明せぬ物であるが、合衆國に在ても亦然り。一八九〇年の調査に依れば、合衆國各教會に於けるコンミュニカント Communicant の數より概算すれば、先づ一人のコンミュニカントは平均二人半の信者を伴ふからして、新教諸派のコンミュニカントの總計千四百十八萬の三倍半即ち四千九百六十三萬人は新教徒であつて、又羅馬教會が全信徒の八割五分をコンミュニカントとする標準によりて之を七百三十六萬人となし、新舊教徒の合計五千六百九十九人は實にキリスト教徒であつ

た。當時の全人口六千二百六十二萬なりしを以て此の全人口よりキリスト教徒を除ける五百六十三萬人が非キリスト教徒、若しくは無宗教者であつた。然し其後米國政府は一九〇六年に更に完全なる統計を作つた。今便宜上キャロル氏の調査によりて一九〇〇年より一九一〇年に至る十年間の統計を見るに、先づコンミニュニカントの増加は羅馬教會が九割五分即ち十年間にローマ教徒は倍になつたのである。南部浸禮が七割八分、美以監督が四割二分、北部長老が六割九分等である。是等の統計に關してはキャロル氏の著述竝に一九〇六年の政府統計が最も詳細を極めて居る。

是等各教會教派の事業は各々異つて居り、先づローマ教會の如きは教會建立竝に慈善事業に専ら力を致し、外國傳道を顧みない。又或派は移民傳道に専らであり、又或派は日曜學校を主とし、又或派は文書傳道を重んじ、又或派は超然として何事をも成さざるあり、千差萬別であるが外國傳道竝に社會事業は先づ全體として米國教會の事業の特色と見るを得べし。

二、英國

(1) 英國

英國は英蘭と蘇格蘭と愛耳蘭と及び威耳斯との四部から成り立つてゐる國であつて、就中英蘭とウェールスとは同一事情の下にあるからして之を一括して述ぶるの便宜があるけれども、其他の二部は各々其の組織を異にして居るから今先づ英蘭とウェールスとに就て述べ、蘇格蘭、愛耳蘭と次第して其の大概を述

べん。

英蘭及びウェールスの一部は英國々教會に屬し、新教派であつて其の制度は監督制を取つてゐる。

英國教會の首長は國王であつて、國教會内の凡ての事件に對する主權者である。一五三三年に英國僧がローマ法王に訴願するを禁し、翌年僧侶服從令に依つて法王の英國に於ける僧正任命權を廢し、一五三四年に國王が英國教會の主權者なるを宣言し、全然法王廳との關係を絶つた。即ち英國王は英國僧侶の王なる事が判然と定つた。ローマ法王と全然關係を絶つたのは法王が英國女王エリザベスを破門した一五七〇年以後の事である。

英國王が教會の主權者であると云ふ事に關して英國王が教會行政の主權者であると云ふ事は異論はないが、英國王が信仰上に於ける優越權を有してゐたかどうかと云ふ事に就ては議論がある。Watson等の英國教會史では英國王は教會行政の主權者で、信仰上の主權者たるを要求した者でないと見てゐる。兎に角此英國教會は教會行政上にして教會の法王に代ふるに英國王を以てしたるの觀あり。又儀式上神壇又は聖餐式を從來のローマ教會と異らしめ、三十九條と稱する宗教法を制定し、多くの點に於てローマ教會と新教各派との中間に位してゐる者とも云へるが (Low Church, Broad Church) の如きは新教に近いが) 名義上では新教の中に屬して居る。又ローマ教會の僧侶は凡て妻帯が出来ないが此教會では高級僧も下級僧も一切妻帯を許してゐる。露西亞國教會は上級僧に妻帯を許さず、下級僧にのみ妻帯を許してゐることは前にも述べ

た通りである、妻帯の問題に就てもカトリック教會と、ロシアの正教會と、英國教會とが異つてゐる點である。

英國々教會の全體に於て二人の大僧正と三十五人の僧正とある。大僧正は當該大僧正領の教務の總裁たりと同時に其の領内に於ける僧正領を管理する職權を有す。教會事務の管理に就ては各大僧正領に僧官會議と稱する議會制度があつて、夫れは僧正と大執事と僧長と及び其他の下級僧侶の代表者から組織された者で國王の勅書に基いて大僧正が召集し、又夫れに依つて決議せられたる事項は必ず國王の勅裁を経べき規定である。當教會は行政區劃として教區制度を設け、二大僧正領の下に三十五の僧正領があつて、更に其の各僧正領の中に幾多の小教區が區劃せられて居る。但し今現に實行せられて居る英國貧民法施行上の教區分割制度は元教會の教區制に依つた者であつたが、今は必ずしも一致して居らない者もあるようである。一九一一年の調査によれば行政上の教區は一萬四千六百十四あるに對して教會上の教區と看做すべき者は一萬四千三百八十七より成る。而して教會の一致區毎には必ず當該教區の教會堂があつて、其所には僧階を有する一人の住職者と更に所に依つては副住職者及び傳道師等の補助者がある。

英蘭及びウェールスを合して之を二大教區に分け、各々大監督領と稱す。二大監督とはカンターベリー及びヨーク之である。大監督は國王に次ぎ國王に直次の優長權を有し、今暫くカンターベリーの大監督の有する特權を云ふと英國王或は女王に王冠を頂かじむる役、或教會の特定事務に關係し、自己の教領たる

カンターベリー大監督區のみならず、ヨーク大監督區内にも教令を發布し得るの權、貴族の一員として上院に議席を有す、席次は皇族、貴顯及び王の教會事務執行者に次ぎ、ロードチャンセラーに先きんす。此他に學位授與權等あり。年俸十五萬圓である。此カンターベリー大僧正の特權の一として學位授與の權と云ふのがある。是は中世時代の殘物で一五三三年に英國教會が、ローマ法王と絶縁してからローマ法が曾て有せる此特權を英國教會のカンターベリー大監督に賦與した者が今に殘存せる者で、近代の大學制の學位とは全然關係なし。英國にては此の學位を受けたる者をランベス Lambeth 學位の所持者と云ふ。此學位は、有名無實の學位であつて莫大の金を費つて制服を着用し得ると云ふに過ぎない。他の學位は別としても醫學に關する學位は頗る危険であるから一八五七年の法令に依つて醫學に關するランベス學位を持つてゐる者の開業を法律を以て禁止して居る。此ランベスと云ふ名稱はカンターベリー大僧正の官宅の稱である。

カンターベリーの大監督竝にヨークの大監督其他二十四人の僧正は上院に議席を有して居る。但し刑法を論ずる時だけは是等の僧正衆は缺席する習慣になつて居る。

教會行政は全然英國の法律に模倣した者であつて立法部には大教區會議竝に地方會議に分たる。司法部には大教區裁判所、地方教區裁判所あり。教義上、儀式上、制度上に於ける凡ての事柄が法律的に決められたる者があつて英國教會其者が英國の社會制度を移した觀がある。フランスの或批評家は英國教會の僧侶は英國に於ける高等警察だと云ふ批評をなせる如きも英國々教會が如何に英國の社會と密接であるかが知ら

れる。

一九一〇年度に於ける結婚登録の比例數を見るに國教會に於て之をなした者が六十一%、ローマンカトリック教會に於ては四%、ノンコンホーミスト Non-Conformists (國立教會に反對せる諸派) に於ては十三%、行政役場に於て是れが登録をなした者が二十%であつたと云ふ事である。是等を以て見るも英蘭及びウェールズに於ける英國々教會の勢力の大概が窺はれる事であらうと思ふ。

此の戰爭の起ると同時に英國教會は種々なる方面で活動した。就中ナショナル・ミッション National Mission と稱して戰爭の當初以來先づ國教々會内の僧侶全體の覺醒を促し、昨年十月頃から英國民に向つて宗教的覺醒を促してゐた。其他社會事業等の方面で種々なる經營をしてゐる。ロンドン、ハイドパークの入口にキツチナー元帥の記念の爲にせるハット即ち軍人娛樂場の如きは其一例である。而して以上は國立教會のみに就ていふたので其他の教派は略する。

(ロ) 蘇 格 蘭

蘇格蘭に於ける教會は前述の英國々教會と稱する英蘭の教會とは大に異なる所があつて、彼の監督制なるに反して當教會では長老制を取り、彼の僧級制の確然たるものがあるに比して、此所にはかゝる區別を設けない、近時の制度は千六百八十八年の改革以來のものである。各教區には僧侶と俗人とかから成れる教區會議の組織がありて其上に幾多の教區が集合して成れる長老會と稱する者が設けられて其教區内の

事件を處理する爲めに屢々開會される事になつて居る。全體に於て八十四の長老會區がありて更に之が十六區に大別せられ、其各區に半年毎に開會する地方會シノードと稱する者がある。其地方會を總括する總會ジェネラルアソシエーションと稱する最高の審議機関があつて、之は長老會、大學及び特別の都市より選拔されたる七百人の僧俗議員に依つて組織せられ、年一回十日間の開期で以て五月に開會さるゝ規定である。其の議長たるべき者は蘇格蘭長老教會に特有なるモデレーターモデレーターと稱する英國主權者の承認を経たる者である。千九百十四年度の統計ではコミュニカントの總數七十一萬餘とせられ内外傳道の爲に集められし金額は五百四十三萬圓餘と註せられた。

當該教會の教區の全數は千四百四十八あつて千六百四十三ヶ所の教會禮拜堂がある。教區衆即ち該當教區内の信者は或一定の規定の下に自己の屬する教會の牧師を選定する事が許されてゐる、當教會に屬する僧侶は約二千人俗人傳道師が約二百人、而して一年間に於ける教會の定年收及び寄附金等を合して約八百五十萬圓に及ぶ。此教會に屬せる有名なる神學校としてはエディンバラ・グラスゴー・アバーディン等の大學であつて英函教會に屬する牛津、劍橋、ダーラム諸大學と相對する者である。又一九一〇年の統計に依ると當教會に於て結婚登録した者が其の全體の四十五%あつたと云ふ、以上は蘇格蘭長老教會の大勢である。此他に英蘭と同じく種々の教派があるが此には蘇國々立教會のみにて止めて置く。

愛耳蘭に於て最も有力なる教會はローマン・カトリック教會である。一八〇〇年の合同令に據りて此の教會は會て英國教會と合同し、蘇格蘭の教會と共に英國王の支配の下にあつたのであるが、一八六九年に此合同は破れ、一八七一年に獨立して一八六九年には國立教會として認められざるのみならず、國家よりの給與の全部を教會より取り去られてしまつた。愛耳蘭教會の最高主權は教會の年會なるジェネラル・シノッドに屬して居る。ジェネラル・シノッドの下に二十三の監督區會あり、ダイオセサン・シノッド Diocesan Synodがあつて地方の教勢を司つて居る。愛耳蘭の教會は寧ろ英本土から虐待せられてゐる傾向あり。愛耳蘭の自治問題其他に此の教會問題も大に關係して居る。全島で五六十萬が其信者なりと云ふ。愛蘭教會は勿論法王の配下にあり全部加特力教の制度より成る。

此の他に英國の諸教會を舉げると百二十餘派あり、其の中或派の如きは盛なる教勢を有して居る。今は各地方に於ける大教會の概要を述ぶるに留めて其他は略す。

英國に於ては英蘭及ウェールズの英國々教會、蘇格蘭には長老教會、愛耳蘭にはローマン・カトリック教會ありて是等の地方に於て大なる勢力を有して居る。

三、佛 蘭 西

佛國の宗教制度は其沿革に於て最も變化に富んで居る。前に述べたが如く、近代信教自由制度の導火線

は佛國革命にあり、其宣言書の中には明に信教の自由を布告し、爾來努て政教分離の方針を採つたが國家の沿革は容易に改變を許さないで尙久しく公認制度を設け、ローマ教、福音教及び猶太教にそれら、他の諸宗派を別て特殊の保護監督をなした。然るに一九〇五年十二月遂に政教分離を實行し、國家對宗教の關係は宗教條約 Concordat によりて規定された。それ故に二十世紀のフランスは別に國家と稱するものなくて、各派均く信教の自由を有つて居る。併し新教徒猶太教徒を合して百萬内外の信者を除き、フランス全人口約四千萬はローマ教徒である。

佛國政教史の沿革を瞥見するに、ゴール時代の佛國は且く之を措き、佛王室とローマ監督(法王)との關係は五世紀末にメロギンジャン朝に起り、所謂フランク王國の時代に益々親密を加へて來て、回教徒を擊退して金鎚 Martel の稱號を得たシャルル、之に嗣いでロムバルド人を伊太利から退けて法王領を得たベピン、第九世紀の初一年のクリスマスに法王より 로마の帝冠を授けられた熱心な教會の外護者たるシャルマンネ等皆教會の忠實な外護者であつた。此王朝に次で起つた第三の王朝の時十字軍の爲に國力を消盡したルイ七世がある。フィリップ四世になつて法王權の餘りに強大なのを制限せんとした事すらある。十五世紀末より十六世紀に互りて、新教運動が起り、一五七二年國王の慶事に際し、新教徒三萬を巴里に虐殺し、それより二十六年を経てナント會で新教の信仰自由を許すやうになつて、新舊教の争は一時靜平に歸したやうであつたが、ルイ十四世出てまた專制主義を取つて新教を迫害した。其後革命の時期に入りて數度の國民

議會は監督の數を減じ僧級政治を廢し、教會財産を沒收し、只管教會の權勢を殺がうとするに努めた。元來フランスに於る新運動は貴族の少數と中流民とに萌して居て、貴族並に下民の大多數は從來の信仰を棄てるを欲しなかつた。故にナポレオン一世はローマ教を公認教とし教會の改革を行ひ、教會教區を政治管區に従つて分け、政府が僧正の任命をして法王の承認を経るなどの規定を設け、新教徒もローマ教徒も同じく政治上の自由を許した。斯様にして國教制度は無教制度に變じ、公認教制度によりて僅に其破綻を彌縫したが、其後も新舊兩派の争が絶えず、ローマ教は屢々國教制度に復へさうとしたが成功せず、其内に帝政倒れて共和政府となつてもなほ屢々宗教制度の變更あり、大略公認教の制度であつたが、一九〇五年に大英斷を振つて議會で一の法律案を議決して、全然教會と國家との分離（セパレーション）を斷行した。是が爲に國家も、地方政廳も、都市も、教會に支出すべき大なる負擔から免るゝ事を得たが、更に其應急策として四十五歳以上にして、二十五ヶ年間教職に在勤した者には年金を附する事とし、亦其他の僧侶も四年から八年の期限内に於て特別の支給を承くる事とせられた、次で千九百〇七年に至りて更に教會に壓迫を加へた。教會は之に服従せず爲に其葛藤は千九百〇九年までも繼續した。千九百十三年度に僧侶への給料として國庫から支出した金額が百五十萬圓で、地方政廳並に都市から支拂つたのが實に三百萬圓で有つたといふ事である。兎にも角にも此政教分離の問題は最近佛蘭西に於ける頗る難問題で有つて又各國の注意を惹ける大事件であつた。

佛國の加特力教には十七人の大僧正と六十七人の僧正とが有る。千九百〇七年の法律では或る特種の僧侶團體若くは僧院風の團體は總て法規に基いて政府の認可を経る事となつた。其結果解散した僧團が三百餘又認可を受けんとして議會の協賛を経る事の出来なかつた者が四百四十餘も有つたといふ事である。概して佛國は教會に對して反感を有すべき種々の事情があつたが、今次の大戦亂の結果佛國加特力教會の活動は目覺しいもので、開戦當時の四ヶ月間に八十七人の僧侶と百二十七人の尼僧が政府から勳章を受けたと云ふことである。各地教會共に戦時中の參詣が頗る多い。戦後は政府對教會の感情も變るであらうといはれてゐる。

四、露 西 亞

露都に入りてベトログラードといはず、モスコウといはず、何處でも第一に眼につくのが寺院(ソボル)である。さびれたシベリア邊の閑村でも教會は立派である。戦時の祈りに兵士や家族が寺院に參詣するものが澤山にあつた、露國の公認制度は英國以上に其國教會を優遇し、其國一般の宗教はギリシヤ教で國民四分の三を信徒とする。其外にはモハメット教及ローマ教が多數を占め、なほ新教並に猶太教を併せて四分の一を成す。

露國々教は元コンスタンチノブルの教長の下にあつたが、トルコが其地を征服して後はモスコウに一教長領を起し、次で一七二一年ペートル大帝によりて大改革が行はれて、強固な國教制度を現したの

に始まる、現時政教務院（中央大教院）を首都に置き最高主権は皇帝にあつた。教區を凡て六十四に分け、教長、大僧正、僧正の三級あり、聖教務院は、教義、教規、教會に關する要件、僧職任命、刊行物取締、婚姻離婚の裁判をも掌る。而してモスコウには其分院あり、各教區には地方教務院があつて中央と地方とを連絡する。故に聖教務院は國教議會であると共に教務行政府である。各地方教務院は勅選の議長（僧正之に任ず）及議員から成り、ほゞ中央聖教務院の組織に類似し、中央が全國の教務を司ると異つて之は各區の教務を分擔するのである。而して聖教務院は教務に關する立法行政の官廳であると共に、地方教務院に對する裁判所である。

革命以前の露國は立憲制度を採用し信仰自由は依然より承認せられて居つたが公認教徒（ギリシヤ教徒）が自ら他のキリスト教に改宗し、或は他人を教唆し又は文書で改宗せしめた者は、輕きは特權を失ひ、重きはシベリアに追放される。又非キリスト教徒の改宗は公認教會に入る外、他のキリスト教派に入るこゝが出来ない。斯様にロシアの公認教制度信教自由制度は大に他國と趣を異にし、殆ど國教制度或は國制度の一變態と見ることが出来る。露西亞の公認制度は成るべく國教會の信者を増加させやうとする方針で、キリスト教以外の信者よりもキリスト信者に、又キリスト教中非公認教會よりもギリシヤ教會に、ギリシヤ教會中分離教會よりも、國教會に轉宗するを獎勵する形迹のあるは、掩ふ可らざることであつた。

政府は聖教務院直轄の公認教以外の諸派を内務省の管轄に屬せしめ、國教會の分離派とギリシヤ教以外

のキリスト教會とは又各々別な事務局を置いて居る。即ち露西亞の宗教は行政官廳の待遇から種類別すれば、一、ギリシヤ教會の正傍兩派、二、ギリシヤ教會以外のキリスト教、三、キリスト教外の諸宗教となり、キリスト教外の諸宗教中では回教徒が第一位を占め、次は猶太教徒で他は極て少數である。ギリシヤ教會以外のキリスト教中では、ローマ教第一位を占め(ポーランドの分割により)ギリシヤ教徒九に對しローマ教徒一の割合である。其他新教ではルーテル派、モラヴキア派、アルメニヤ派等がある。此等國教會以外の異教外教は、中央アジア、芬蘭、波蘭等、露領の擴大すると共にロシアの宗教となつたものが多い。ギリシヤ國教會は元來政治上の統一策に利用されたものであるから、ペートル大帝が國教樹立した前後から盛に異端を抱く者の續出せるは自然の數で、英國教會に對する分離派 Nonconformist にも比すべきラスコルニク(分裂者)は十七世紀に於る國教儀式の改革者ニコンに對する反動以來諸種の教派を生じたのである。既に此度の改革により従來の教會の首長たりし皇帝は廢せられ、フキンランド人も猶太人も皆自由を得る事となつたし、教會内部でも王黨や改革黨が混じてある様であるから多少の變動は免れないこと、思はれる。併し露西亞人は宗教心も可なりに強い様に思はれ、教會の勢力も大したもの、様に見ゆるから、革命と共に教會が大打撃を蒙ることはあるまい。何れにしても露國が總ての方面に改革の氣運がみなぎつてゐることは事實である。西伯利亞の車中で米國宣教師が露國教會の壓迫を憤慨してゐたが、今頃はどうなつてゐるか。露國に於ける宗教上の迫害は各地の美術館の陳列畫等にも表はれてゐて、信仰の爲に死刑、拷問、追放に處せられたも

のも多かつた。要するに從來のロシアは大體の方針ではペートル大帝以來の政教政策を改めず、公認制度を取つて信教の自由を許すも頗る制限拘束のある物であつた。

以上に於て最も我國に隣接してゐる北米合衆國と露西亞の教會事情と、我が同盟國たる英國の教會事情とを略説した。北米合衆國は世界宗教の展覽會場として歐洲に於ける所有教派は勿論殆ど世界に著名なる宗教が輻輳して居て、國家と教會とは全々分離し信教自由國の好標本たるを示すもので、以上に擧げたるものの中では露國は從來は國教制度の標本であり、英國は國立教會を有してゐても他宗教を制限することは露國の如くでない。國家教會の關係は前述の如くであるが、之を教會別にすると北米は大體新教國で、露西亞は希臘加特力即東方舊教國で、英國はローマ及ギリシヤ舊教にも似て然も新教に屬する一派で、是に近年分離制度を取る様になつたが信者の多數なる點より見て、羅馬加特力即ち西方舊教國である、佛國を知へると佛露兩國が東西加特力教を代表し、北米合衆國が新教を代表し、英國は舊新の中間に位する獨特の教會を代表することになる。英、露、獨、墺、伊の如きは今日國教會を有してゐるが、昔の如く他教禁壓がないから先づ便宜上公認教とでもいふべきものであつて、公認制度の特色としては議會で國教會の儀式によつて禮拜をなし、國立公立の諸設備（學校や公設機關）に國教會の禮拜場を設けること高級僧が議會に議席を有する事教會財産の免稅、宗規の執行に國家の行政機關を使用し得る事、僧職は國家の官吏に準じ

て待遇する事、僧職の兵役免除等である。是等に除外例のある事も亦勿論である。以下歐洲の他の國々に就て新教國と加特力教國とに大別して概略を述べん。

五、獨逸、和蘭、瑞西、瑞典、諾威、丁抹、

現今の獨逸帝國は一八七一年普佛戰爭後の聯邦制度に起り、各々自治を有する聯邦が政治的に結合したものであつて、宗教に關する政策は直接帝國が之に干渉せず、各聯邦の自治に任せてある。此點は北米合衆國に似て居るが、聯邦と教會との關係は各邦同一ならざれど、概して公認教會と非公認教會との別を認めるのは北米合衆國各州と異なる點である。獨逸に於ける宗教人口は新教福音教徒（ルーテル派と他の改革派とを合稱す）が七分で他はローマ教徒猶太教徒であつて他の小派は數ふるに足らない、概言すればローマ教は南獨に盛大で福音教會は北獨に優勢である。ローマ教は南部に於て五大監督區に分れ、北部諸州に於ては一部を除いてルーテル派と、他の改革派との合同になり、各邦を通じて公認教と見做すべきものは、バーデン及びウエルテンベルグの二邦が公認教會中に、猶太教をも加へるを除き、他は福音教會とローマ教である。

各邦制度を異にし公認教を異にするから一概に論ずる事が出來ないけれど、ローマ教會に對しては教會の制規は政府の審査を要するものと、單に届出を規定せるものとの別がある。僧職の任命には國籍、教育程度等の規定があり、教會主要の職は國家の任命に俟つあり、教會行政財政に對しては國家は監督權を有す

るを普通とする。次に福音教會を公認教として居る諸邦中普魯西並びに、ウエルテンベルグの如きは國家の元首を其の教會の首長となすものがあるが、教會制規の認可、僧職の任免及び資格、教會行政財政の監督權に就いては大體公認制度の普通の規定に基いて居る。

和蘭は宗教改革迄は他の諸國と同じくローマ教國であつたがウエストファリア條約後一時改革教會を國教とした。更に一七九五年の革命は諸宗派を平等に待遇する宣言をなした。現時信教自由、政治上の權利は各派同一であるが、國民の多數は改革教會に屬し、一個の總會、十個の地方會によりて支配されて居る。ローマ教會は一人の大監督及び四人の監督を有つて居る。人口約六百萬中、十萬餘の猶太教徒がある。といふことである。

瑞西の宗教人口は多數は新教徒なるが舊教徒も少くはない。信教自由は一八七四年の聯邦憲法で各邦を通じて劃一するに至つた。瑞西はもと獨逸と關聯して宗教改革運動の主動者であつた。是より後新舊兩派互に鬭争し、ドイツは一六四八年ウエストファリア平和會議で終りを告げたに拘らず、瑞西はなほ十八世紀の初めまで持續した。加ふるに舊教内の黨派の軋轢も亦激烈を極めた。元來瑞西はドイツ語瑞西とフランス語瑞西とに分れ、各地方舊新教兩教會の中、何れにか屬し旗幟鮮明な區域と、兩教混淆の區域とがある。一八七四年の改正憲法は各縣を通じて自由を規定し、各縣をして諸教派間の平和を保たせ、教會が信教自由の權利を蹂躪する事のない様にし、既存教會の行政、新教會の設立等、一に各縣の官憲監督の下

に屬せしめた。

瑞典も久しくローマ教會の配下に立つて居たが、大陸に於ける宗教改革の餘波を受けて舊新兩教の鬭争を生じた。一八六六年憲法の改正あり、一八七七年後全く政教分離、信教自由主義を標榜するに至つた。現時此國で、最も勢力を有つて居るものは無論新教派である。

諾威は十九世紀の初めまで丁抹と合併して居たから教會史も亦丁抹と同一形式を辿り、新教（ルーテル派）輸入後之に依て國教制度を設け、丁抹と分離後暫く瑞典と合併せる間もルーテル派に依て國教の形式を執つたが、一八四五年他宗派も禮拜の自由を許され一八五一年猶太人も亦其信教の自由を得るに至つた。

丁抹は新教運動以前には、ローマ教會が獨り勢力があつたが、元來の國民性が國教制度に適しない、其上羅馬教本部を遠く隔て、居る爲め、ローマ教會は初めから茲に充分の根柢を据えることが出来なかつたから、獨逸の宗教改革の餘風を受けるや、新運動は全國に普及して、一五三六年の國會はローマ教會が有つて居た所有權勢を國王の手に移し、ルーテル派の教會を助けた。斯くて久しく新派が國教の形式を取つて他派の輸入を禁じて居たが、一八四九年憲法改正と共にルーテル派は、國家の公認教として國家は之を保護するも、其他の宗派の自由傳道を許すに至つた。

六、墺太利、洪牙利、西班牙、葡萄牙、伊太利、

人種言語の違つて居ると共に、此の國內に於ける宗教もいろいろある。ギリシヤ教、新教、及び猶太教と

を合して約全國民の二割に當り他の大部分はローマ教徒で、其の公認教たる實をもつてゐるものはローマ教である。埃太利及び洪牙利兩國共にローマ教會以外の諸派を認容して、自治權を與へてあるが其の特權は到底ローマ教に及ばない。國王の任命又は承認に依つて僧職を任命する事、教會の行政權は一部教會に屬し國家は之を幫助する事、教會財産の監視は政府の司る所で、教會が信徒に課税するを許可せる事等の制規がある。埃國の公認制度は歴史的關係の因襲に基くもの多く、公認教會の特權は到底ロシアの比でない。

オーストリアに於て最も勢力の有る宗教は羅馬教で國內に、九人の大僧正と廿五人の僧正が有る。又希臘加特力教では一人の大僧正と二人の僧正とが有る。其の他新教諸派も微々たる乍らにも行はれて居る。其等各教會所屬の僧侶の數を見るに羅馬加特力教には約一萬八千人、希臘加特力教會には約二千七百人、オーストリア教會には約五百人、其の他は新教諸派及び猶太教の僧侶を合せても一千人に満たない、更に之を其の所屬の信徒數に就て見るも、埃國全國民の七十九パーセントは羅馬加特力教會に屬する信者で有るか其の他は極めて少數で有る。之等の計數に依れば如何に羅馬加特力教會が、當國に於て勢力なる者で有るか、粗は窺はれる、勿論當國とても信教の自由は赦されて居る。

國內の宗教事務一切は教務大臣と稱する官廳に於て取扱はれて、既存或は新入の宗派は其の教義及び儀式が、治安秩序を障礙せざる局りには主務省の認可を受け得る規定で有る、但し本規定は千八百七十四年の法律に基くものである。匈牙利の宗教制度は多少異なる所あるも有力なる教會は羅馬教會である。

西班牙は夙くローマ教會の設立を見たが、中途マホメット教徒の侵入を受けた事と、後宗教改革の起るに及んで殘酷な宗教裁判制を設けた事とで知られて居る。舊新兩教の鬭争、異教者の迫害は十九世紀に及んで尙止まず、依然ローマ教を國教とし、政府は毎歲國庫の補助を教會に給し、新教徒及其他の非國教徒に對しては特定の制限に基いて信教自由を許したに過ぎない、禮拜、傳道其他の運動を公許しないから保守、自由の兩政黨間常に教會問題の争論が止まない。二十世紀に入りて自由黨内閣起るや、排ローマ教の政策を執つたが常にローマ教徒の反對に會つて果さなかつた。最近一九一〇年、時の自由黨内閣が非國教諸派に對して禮拜傳道其他の宗教運動を公許した爲に國內が騷擾を極めた。

葡萄牙は曾で通商と殖民とで隆盛の極に達したが、十六世紀末西班牙に併合せられ、十七世紀中葉に獨立王國となつたが國政振はず、國教はローマ教で、他派は公然禮拜の自由を有して居ない處ははゞ西班牙に似て居る。一八七八年新教徒は國內で法定に基ける結婚を許され、又英國が獨立の援助をしたから英國教の輸入をも許したが一九一〇年に革命が起つて王政を變じて共和政體となし、ローマ教の國教制度を廢して政教分離制度を立てたが國民の多數は矢張ローマ教徒である。

伊太利、現時の伊太利は一八六一年數多の公國を統一して新に成立した立憲君主國であつて、建國以來國家と教會とは常に反目してゐた。是より先ナポレオン一世以來伊太利並に法王領は佛國干涉の下に立つて居たが、一八七〇年普佛戰爭起りて、フランスが餘力を伊太利に用ゐる事ができない時から伊太利はロ

ローマに侵入して之を奪ひ、法王の俗權を排して舉國一致を計つた。即ち國家が教會を壓迫し出したのは千八百五十五年からで、千八百七十三年に略々其目的を達した。併し他のカトリック教國の怒りに觸るゝを恐れ、又國內信徒の反感を買ふを憂へて、所謂擔保法 Law of Guarantee を出して法王廳に特殊の教權を與へた。擔保法に従へば、法王は國王と同じく神聖にして犯す可からず、君主たる榮譽を有し、護衛兵を附せられ、國庫は年々法王に三百廿二萬五千リラ（一リラは我參拾九錢）を給し、ヅチカン・ラテランの宮殿、ガンドルホ城の別荘及び之に屬する圖書館を法王領とし、凡ての租税を免じ、法王廳内閣員及僧職の自由獨立を保障し、神學校は法王の直轄とし、僧職の任命には國家は容喙せず、從て又教務の執行には國王の勅許を要せず、特に外國政府より法王廳に派遣せる使節は伊國駐劄の外國公使と同一特權を有し、從て法王は各國のカトリック教會と通信の自由を有し、法王は内外教徒との通信の爲に宮殿に郵便電信局を設置し得る特權がある。伊太利人口中其大部分はローマ教の信者であつて、教會は伊太利を二百六十五個の監督區、二萬四千九百八十個の小區に分ち、各小區の僧侶は概ね土地を所有し、國家は年々補助金をする。而して伊太利憲法第一條は明にローマ教を唯一の國教となす事を規定してゐるから、ローマ教を國教となす様に見えるけれども、他に其反面に於て分離制度を採用して居る。

在來の慣習或は此擔保法に基き法王廳の外務省と直接の連絡を以て、法王直派の特使が派遣せられてゐる國家即ち法王廳と外交干係を有する國は、埃國、白耳義、獨國內でのババリヤ及びプロシヤ、ルクサンブ

ルグ、ネザラランド、モナコ、西班牙、瑞西、葡萄牙、露西亞、アメリカ共和國等で北米合衆國には特派使が居なかつたが次第にローマ教徒増加の結果茲にも特派が居て、首都ワシントンに其公使館がある。英國は法王と關係を絶つて以來久しく交通がなかつたが此の戦争の結果使臣を派した。法王は昔日の政權を失つたが、伊太利全體に於て羅馬加特力教會の大僧正が五十人、僧正が、二百十六人、更にカーチナル（法王廳の參議）僧正領が羅馬附近に六ヶ所在。大僧正も僧正も何れもカーチナル會の推薦に依て法王の任命を受け、併せて國王の承認を要する規定で有る。千九百十年の調査に依ると當教會には二萬七百七個の教區が有つて、世僧が六萬八千八百人、律僧五萬人、法王廳次々に使役して居る人數は實に四百十八人なりと云ふ、歐洲の教會事情を知らんとするものは先づローマ教を措く譯にはいかぬ。伊太利政府は努めて教會財産を削減せんとした。特に教會への永代寄附地の處分問題に就ては佛國と同じく難問題に遭遇した。教會の經營せる學校病院等を教會より政府の手に收めたものも少くない、併し政府は僧尼に對する年金制度を設けて此葛藤を寛和するに努めたと聞えてゐる。伊太利政府と法王廳との關係が前述の如くであるから此次の戦亂が始まつて以來も時々法王廳とのいきさつがあつた。ツマリ法王は聯合側にも獨逸側にも其信者を有つてゐるから、法王の行動は頗る慎重を要するのである。法王は平和の提議者となつても提議者たる實力を有つてゐないから名義上の提出者たるに了ることは免れない。

以上新舊兩教國の大體を述べたが舊教中、希臘加特力教を奉ずる國は露西亞の外に希臘がある、ローマ教は日本の天主教會で、希臘教は正教會（ニコライ）で、英國教會は日本では合衆國の監督教會加奈陀、英國の英教會三傳道會が合して聖公會といふ。此他新教諸派は極めて細かな分類があるが總て之を略する。

以上の如く各國其國土内に諸種の教會が混在してゐるからして、舉國一致には總て其等の諸教會の意見を一致させる必要ありて、各國共に表面には表はれてゐないが爲政者は少からず注意を此方面に拂つてゐる。此次の戰爭の結果白國佛國に於ける獨軍の暴行に對して、南獨は必しも北獨と同一感情とはいへない事情がある様である。敵愾心の反面には敵味方の間に美しき宗教的情緒の交換もあり、護符や武運長久の祈りなども盛であり、有史以來の大戦といはるゝ次に宗教上にも種々異常の事實が續出せる様に傳へられてゐる。要するに此次の戰爭は確に歐洲心に宗教的一大覺醒を促せるは事實で、戦後の宗教思潮は特に注目を價するものである（完）

